

重度障害者医療費助成制度のご案内

重度障害者医療費助成制度について

この制度は、市と兵庫県の補助により、身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の障害の方を対象に、医療機関等を受診したときの自己負担（保険診療分）が軽減される制度です。

《所得制限基準》

本人、配偶者、扶養義務者の令和7年度 市町村民税所得割額の合計額が23万5千円未満の方

※税制改正による扶養控除の見直し前の税額で判定します。

※住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除については、控除前の額で判定します。

《一部負担金》ひとつの医療機関等での1か月の限度額は次のとおりです。

負担区分	一部負担金	
	外来	入院
一般	1日600円限度 (月2回まで)	1割負担 (2,400円まで)
低所得世帯	1日400円限度 (月2回まで)	1割負担 (1,600円まで)

(注) 低所得世帯…市町村民税非課税世帯で、本人・配偶者・扶養義務者の年金収入が80万9千円以下、もしくは年金収入を加えた所得が80万9千円以下

※入院の一部負担金を3か月連続して支払った場合、4か月目以降の負担はありません。

転院したときなどは、申請が必要です。該当する場合はお問い合わせください。

※精神障害者保健福祉手帳のみをお持ちの方は、精神疾患による診療を除く一般診療が対象となります。

※災害等による重大な被害を受けた方は、一部負担金の免除申請ができます。

重度障害者医療費助成制度で医療を受けるとき

◎医療機関で提示するもの

- ・健康保険証（マイナ保険証）または資格確認書
- ・重度障害者医療費受給者証（緑色）

※保険診療分のみが助成対象です。入院時の食事代や差額ベッド代、文書料、容器代、予防接種代、保険適用外の健康診断や審美医療、選定療養費等は助成の対象外です。

※更生医療、指定難病等他の公費負担医療制度の助成を受けた場合は、そちらが優先され、重度障害者医療費助成の対象とはなりません。

※入院・通院に関わらず、医療保険の自己負担額が高額になる場合は、加入の健康保険に「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしていただき、重度障害者医療費受給者証と一緒に病院等へ提示してください（マイナ保険証を利用される方は不要です）。また、その他の証（特定疾病療養受療証など）をお持ちの方も、必ず病院へ提示してください。

訪問看護サービスの利用でも、重度障害者医療費受給者証が使えます

重度障害者医療費受給者証を提示することで、訪問看護利用料の自己負担額が受給者証に記載の一部負担金額までになります。

※重度障害者医療費受給者証提示後の一部負担金についても、別途、加東市訪問看護利用料助成制度により助成される場合があります（要申請）。制度の詳細や申請方法等については、加東市社会福祉課にお問い合わせください。

（加東市 健康福祉部 社会福祉課 TEL：0795-43-0409）

重度障害者医療費受給者証が使えないとき

- ①県外で受診したとき
- ②70歳～74歳の方で高齢受給者証を提示しなかったとき
- ③補装具を作ったときは、申請により一部負担金との差額をお返しします。

《申請に必要なもの》

・**県外受診、高齢受給者証の未提示（70歳～74歳の方）**

- ①領収書（月単位での申請となります）
- ②重度障害者医療費受給者証
- ③医療保険の資格情報が確認できるもの
（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）
- ④高齢受給者証（70歳～74歳の方）
- ⑤本人名義の振込口座のわかるもの

・**補装具（治療用装具）**

- ①領収書・領収明細書
- ②医師の意見書の写し
- ③健康保険組合等発行の支給決定通知書（加東市国民健康保険の方は不要です）
- ④重度障害者医療費受給者証
- ⑤医療保険の資格情報が確認できるもの
（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか）
- ⑥本人名義の振込口座のわかるもの

※補装具を作ったときは、加入の健康保険組合等に申請して給付を受けたあと、残りの本人負担額をお返しします。健康保険組合等発行の支給決定通知書等を持参し、申請してください。

※医療保険の自己負担額が高額になった場合は、加入の健康保険組合等に高額療養費の申請をしていただき、健康保険組合等が発行した支給決定通知書を持参し、申請してください。

次の場合は届出が必要です！

- ・氏名、住所、医療保険またはその内容に変更があったとき
- ・所得税、市県民税の修正申告をしたとき

交通事故にあったとき

交通事故で重度障害者医療費受給者証を使って受診するときは、必ず届け出てください。

【お問い合わせ：加東市市民協働部 保険医療課 医療係 ☎0795-43-0501（直通）】